

各 位

市 長

平成24年度予算編成方針について

はじめに

平成24年度は、「**安心できる希望都市**」実現に向け取り組んできました様々な課題へのチャレンジについて、確実に変化が現れる、成果が見える年にしたいと考えています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、市民生活や市内経済に大きな影響を及ぼすとともに、防災力など多くの課題が明らかになりました。市民の安心・安全が確保できるようこの課題にも果敢に取り組まなければなりません。

さて、平成24年度は現在策定中の「東近江市総合計画後期基本計画」がスタートする年度であります。平成22年度に策定した「希望都市づくり行動計画」と併せ、計画的に事業を推進することを基本に、市民のみなさんの期待に応えられるよう、行政運営を行いたいと思います。

一方で、社会情勢は未だ厳しく、今後においても、より一層行財政改革を加速するとともに、国の合併支援を活用したまちづくりの期限（合併から10年）を十分認識する必要があります。こうした観点からも、平成23年8月に策定した「東近江市公の施設改革計画」を着実に遂行し、次の世代に誇りを持って引き継ぐため、併せて市民福祉の増進が図れる財源を確実に確保できるようにしなければなりません。

すべての部署において、市民のみなさんが東近江市に住んでよかったといえる、創意工夫した予算編成となるよう期待します。

1. 経済の動向と国県の状況

我が国の経済の基調判断について、月例経済報告では、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している。」とありますが、その先行きについては、様々な下振れのリスクが存在し、デフレの影響や雇用情勢の悪化も懸念されています。

また、「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）」（平成23年8月12日閣議決定）では、東日本大震災の復旧・復興について、財政の枠組みにとらわれず全力を傾注する一方で、公的債務残高が増加を続けており、財政面においても「有事」に直面しているとの判断から、財政健全化に向けた取り組みを着実に進める状況にあることを示しています。

次に、滋賀県の財政状況については、平成22年度決算審査の意見によると、県財政は引き続き危機的な状況に直面しており、今後の行財政運営に当たっては、「滋賀県行財政改革方針」のもと、財政の健全化を図るための取り組みが求められている。また、その中で、県と市町の役割の明確化と権限移譲に取り組むことも求められていることもあり、本市の予算編成にも大きな影響が及ぶものと考えます。

2. 東近江市の財政状況

平成 22 年度一般会計決算については、景気回復基調の中、市民税の増収や各種経費節減などにより、実質収支は約 16.7 億円の黒字でした。財政指標については、経常収支比率が、平成 21 年度の 89.5% から 11 ポイント改善し、78.5%となりました。

しかし、東日本大震災による原子力災害の影響や電力供給の制約、為替レート・株価の変動等により、景気が下振れするリスクが存在しており、まだまだ本格的な景気回復は期待できない状況にあります。このため本市の企業の生産活動にも大きく影響があることに加え、国の財政出動についても、被災地に対し重点的に行われることが予想されることから、平成 23 年度以降の財源確保については、一層厳しい状況が続くものと思われます。

また、平成 24 年度については、社会保障関係経費の自然増や公債費の増、中核病院の建設や基幹道路整備、こども施設整備など大型公共事業が多く見込まれるため、引き続き大変厳しい財政状況にあります。平成 24 年度についても既存予算をゼロベースで徹底的に見直し、事業の再構築を行わなければなりません。

3. 予算編成の基本方針

平成 24 年度予算編成は、「東近江市総合計画後期基本計画」の策定作業と並行した予算編成となりますが、次に掲げた方針を基軸に、「**安心できる希望都市**」の**集大成予算**を基本とし、より一層「選択」と「集中」を進めます。

また、予算の見積りにあたっては、厳しい財政状況を既存事業の廃止・見直しの契機ととらえ、新規事業や重点施策等への財源については、各部において既存事業を廃止・縮小・組み替えすることを前提に進めることとします。

(1) 東近江市総合計画後期基本計画に掲げる施策の推進

平成 22 年度に策定した「希望都市づくり行動計画」と併せ、東近江市総合計画後期基本計画に掲げる施策を推進します。

(2) 「重点実施事業」を優先的に予算化

「総合計画」を基軸とする次に掲げる事業及び東日本大震災の発生により明らかになった課題について、重点的に取り組みます。

「こども施設整備」、「中核病院整備」、「基幹道路整備」及び「防災力等強化」

(3) 公の施設改革計画の推進

平成 23 年 8 月に策定した「東近江市公の施設改革計画」を着実に推進します。

(4) 財政健全化の着実な推進

経常経費の削減や後年度の公債費負担に配慮した市債発行に努めます。

4. 予算編成における留意点

(1) 「安心できる希望都市」の実現に向けた予算編成について

9月に実施した政策形成二役ヒアリングの指示事項を踏まえ、「総合計画後期基本計画」の着実な進行と、「希望都市づくり行動計画」に基づく予算編成とします。

- ①別途通知する「政策形成二役ヒアリングの指示事項」を踏まえた予算見積りとする。
- ②総合計画後期基本計画は現在策定中ですが、策定作業と並行して予算編成を行い、平成24年度がその計画初年度であることから、新たな施策体系のもとで事業展開を行う予算とすること。
- ③中長期的に財政状況を十分勘案し、限られた財源の中で市民の命や暮らしを守る基盤の構築を目指す戦略的な予算とすること。
- ④「希望都市づくり行動計画」の優先度を尊重するとともに、既存事業の中でも発想を転換することで地域資源を最大限活用して、地域自立の仕組みの構築に取り組む予算とすること。

(2) 行財政改革への取り組みについて

「第2次行政改革大綱」及び「第2次集中改革プラン」、「希望都市づくり行動計画」に基づき、行財政改革を着実に推進します。

特に、公の施設については、平成22年6月から行政改革推進委員会で検討が始まり、同年12月に答申を受け、その後、市の計画（案）を定め、住民説明会、パブリックコメント等を実施。平成23年8月には「公の施設改革計画」を決定・公表しました。

こうした状況の中、次の点に留意し、行財政改革に取り組むものとします。

① 公の施設改革計画を推進

- (ア) 計画に基づき、平成24年度を目標年度としている施設で「譲渡・貸与」「閉鎖・解体」としている施設については、管理運営費の全額削減を前提とすること。
- (イ) 計画に基づき、平成25年度を目標年度としている施設で「譲渡・貸与」としている施設において、修繕等が必要な施設については、必要最低限の修繕のみとし、かつ、その上限を年間管理経費（人件費を含む）以内とすること。
- (ウ) 計画に基づき、平成25年度から機能統合を図る施設で改修が必要な施設についても必要最低限の改修とすること。
- (エ) 計画における目標年度の前倒しは、財政効果が大きいことから関係団体との協議が整えば予算に反映させること。
- (オ) 計画において、新たに指定管理者制度の導入を定めている施設については、実施年度を定め早期に導入を行うこと。
- (カ) 全施設において、運営費及び事業費の見直しを積極的に行い、予算に反映させること。

② 行財政マネジメントシステムの活用

- (ア) 同システムの入力項目「平成24年度以降の事業の方向性と資源の分配」で、財源の削減欄に「○」をしている事務事業については、削減を図ること。
- (イ) 現状欄に「○」をしている事務事業についても、事業効果を再度点検し効果の低いものは

大胆に見直すこと。

③補助金等の評価結果を尊重

(ア) 昨年度の補助金等評価結果で「廃止」と判定された補助金等で、廃止に至っていない補助金等は、その道筋を明らかにし予算に反映すること。

(イ) 「縮小」と判断された補助金等については、縮小額の妥当性を判断し予算に反映すること。

④ 市単独の施策や事業

ゼロベースを前提に見直すこと

(3) 予算見積り重点事項

①概算要求では、歳入・歳出見積額に大きな乖離があるため、各部において十分精査のうえ見積ること。特に平成24年度及び25年度については、合併特例事業が集中し予算総額が増大するため、不急事業の見積りは、後年度へ見送ること。

②各種使用料・手数料・負担金・分担金の見直しを行うこと。併せて、遊休地等公有財産の売却、滞納繰越金の回収等を積極的に進め、より一層の歳入増加に努めること。

③事業の選択にあっては、市民との情報共有化を図るとともに、様々な機会を通じて意見等を可能な限り集約し、市民にとって特に優先度の高い課題を厳選し、事業を優先づけ、精査のうえ見積ること。

④事業の計画にあたっては、本市の必要とする事業に適合する国県の補助制度等、特定財源の確保について研究を行い、財政負担の軽減と事業効果を高めるように努力すること。併せて、特に建設事業については、十分に内容を精査し、**必要最小限の規模、内容**とすること。

⑤国県の動向に十分留意し、情報収集に努め慎重に見積ること。なお、**県補助金等の見直しについて、単純に市費へ振り替えるような見積りについては厳に慎むこと。**

5. 今後の主なスケジュール（予定）

- | | |
|---------------|---|
| (1) 予算見積書提出 | 11月18日(金) 正午（部ごとに取りまとめ財政課へ）
※部長会議において、各部長から「各部見積総括表」（様式1）により各部の見積り状況を説明してください。 |
| (2) 各課予算ヒアリング | 11月25日(金)～12月22日(木) |
| (3) 一次予算内示 | 1月13日(金) |
| (4) 各部長ヒアリング | 1月17日(火)～20日(金) |
| (5) 市長最終査定 | 1月23日(月)～25日(水) |
| (6) 最終予算内示 | 1月27日(金) |
| (7) 予算書印刷発注 | 2月3日(金) |